

議 事 日 程

- 日程第1 議案第27号 令和2年度瑞穂市下水道事業会計予算
- 日程第2 議案第28号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第3 議案第29号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第4 議案第30号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第5 議案第31号 市道路線の認定について（その4）
- 日程第6 発議第1号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書
- 日程第7 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第8 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 淵 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	若 園 五 朗
15番	くまがいさちこ	16番	松 野 藤四郎
17番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	巢之内 亮

企画部長	山本康義	総務部長	久野秋広
市民部長	児玉等	健康福祉部長	平塚直樹
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一
会計管理者	清水千尋	教育次長	児玉太
監査委員 事務局 局長	高山浩之		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
書記	近藤圭代		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日の会議を開くに当たり、皆様に御協力をお願い申し上げます。

本日の議会は、新型コロナウイルスの感染症対策及び予防のため、議場に入場する際には、手指消毒及びマスクの着用をお願いいたします。

ただし、発言をされるときにはマスクを外していただくようお願いをいたします。

また、傍聴にお越しの皆様におかれましても、この趣旨を御理解いただき御協力のほどお願いをいたします。

なお、この後は各議案ごとに質疑・討論・採決を行います。会議規則第55条第1項で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同条第3項では、議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができなくなっていますので、十分注意をして発言をされるようお願いをいたします。

日程第1 議案第27号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、議案第27号令和2年度瑞穂市下水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号5番、みずほ令和の会、鳥居佳史です。

議案第27号令和2年度瑞穂市下水道事業会計予算について質問をさせていただきます。

予算書のページで231ページ、支出の部分で資本的支出、建設改良費、多分この管渠布設事業費、または施設整備事業費の中に入ると思われるんですけども、来年度の瑞穂処理区の下水道事業の、どういう事業で幾らの予算を計上しているか、教えていただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） おはようございます。

今の鳥居議員の御質問にお答えいたします。

まず、管渠布設事業費の中の7,551万9,000円のうち、瑞穂処理区の事業費としまして6,006

万4,000円となります。これの内訳としましては、下水道管路設計のための地質調査業務、あと下水道管路の基本設計業務が含まれております。

あと、施設整備事業費としましては、5,021万7,000円のうち、瑞穂処理区としまして4,493万7,000円、こちらにおきましては下水処理場用地の丈量測量、あと下水道事業における官民連携導入可能性調査を予定しております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） すみません、今ちょっと僕のほうでメモし切れなかったので、管渠布設事業費の中の管渠の設計のための地質調査という項目、その後におっしゃった部分は何でしたか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 下水道管路基本設計の業務になります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） その部分をもう一度整理して教えてください、確認のために。管渠布設事業費の内訳、内容をもう一度。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 管渠布設事業費、改めて説明しますと、下水道管路設計のための地質調査業務及び下水道管路の基本設計業務となります。よろしかったでしょうか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） いよいよ下水道事業を来年度始めるというための予算のようですけれども、昨日の下水に関する水道部長の答弁の中で、2020年、今年2月上旬に事業計画申請を県のほうにされて、そのときの説明で、県のほうが承認したとかというようなお話があったと思うんですけれども、これは決してこの事業計画について県が許認可を持っているというものではないですよね。一応計画を、内容の書類上のいろいろ不備とかがなければ受け取るという類いのもので、県が承認とかそういう種類のものではないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） この下水道法第4条に基づく事業計画書を岐阜県知事に行いましたので、これに対して今年度3月3日に了とする回答がありましたので、この回答をもって下水道法に基づく事業計画が認められたことにはなっております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 了と受け取って、書類的には過不足なくということでしたというふうに思うんですけども、そういう認識で間違いなく、違っていたらお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） この下水道法に基づく事業計画が了という回答を頂いたことによりまして、今後、都市計画法の第59条に基づく事業認可申請を県知事に行いまして、そちらで認められれば下水道事業は進めていくということになりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 今のお話、これから事業認可申請をされるということのようですけども、それはいつ、かつその認可申請というのは主にどういう内容のものなのか、教えていただけますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの都市計画法上の事業認可申請におきましては、既に県に提出しております。今月中には認可が下りるといふふうには伺っております。

その都市計画事業の認可というものは、都市計画事業として都市計画に定められた都市計画施設の整備を行うに当たりまして都道府県知事が認可を行うんですけども、土地及び建物の物件を所有している所有者の方の事業を推進するために、都市計画法上土地収用法に基づく効果が発生するということになります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 今のお話だともう既に認可申請書を出したんですか。

それはいつ出して、まだ下りていないんですね。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 提出は、下水道法上の認可が下りた後ですので、3日以降になりますけれども、ちょっと日にちは今ごめんなさい、ここでは覚えがないんですけども、今のほうで審査中ということになります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） ということで、それでは県のそこで認可が許可されると、形の上では事業がスタートできるという段階になるわけですね。

つまり、この下水道事業をやり始めるか、立ち止まるかという今ターニングポイントに来て

いるかなということだと思わすけれども、私は昨日の質問の中で、臨時財政対策債、このことで質問をさせていただいて、久野総務部長から、これは翌年地方交付税で全て補填されるものだよというお話を聞きました。その後、昨夜ちょっと調べてみまして、臨時財政対策債、これをちょっと分かりやすく解説しているものがありますので、紹介させていただきます。

まず、地方公共団体の借金、公債といいますね、これについて昨日杉原議員が質問されたように、建設国債と^{※②}赤字国債というのがある。建設国債というのは、孫子の代まで使える道路、橋、施設、そういう孫子の代まで使うから、彼らに負担をしてもらうために国債で長期にわたって借入れしていくということで、そういうものが建設国債。要は我々今生きている世代だけじゃなくて、将来の世代も負担してもらうというのが建設国債で、これはある意味平等的なものであると、そういうお話でした。

もう一つ^{※②}赤字国債。これは、今現在、財政赤字を穴埋めするための借金で、人件費や生活保護、児童手当などの負担に使われるというもので、今我々がいろいろ事業をするのに必要なために借入れするもので、その恩恵というのは、今我々生きている世代にあつて、恩恵を受けるもので、孫子の世代はただ借金が残るだけというものなんですね。

その説明をあえてさせていただいて、この臨時財政対策債、実は2001年以降この制度は取り入れられた。これはそもそも国が地方の基本的な行政サービスをするのに不足する部分を国から地方交付税として補填するものであるということである……。

〔「この案件と関係ある」の声あり〕

○5番（鳥居佳史君） はい。まあ聞いておってください。

それで、国も税収が伴わなくなって十分な地方交付税を出せなくなったので、地方も借入れしていいと、でもその分は国も後で返す。取りあえず地方で借入れして事務的な経費を賄っていいよというものなんですね。

この臨時財政対策債は、地方が立替えをする地方交付税。ある意味本当にこれは返ってくるのという、僕は空手形かなと。この結果、今、瑞穂市でも80億という臨時財政対策債が残っちゃっている。

こういうことを言っています。臨時財政対策債が地方交付税で措置されるとはいえ臨時財政対策債の債務を返済するのは発行団体である地方自治体なんです。公共施設の建設に伴う建設国債と異なり^{※②}赤字国債の発行は将来の世代への負担先送りであり禁じ手であるというコメントがあります。

つまり私が言いたいのは、これから、今回コロナのことがあるんですけども、世界的な大恐慌になりつつある。多分残念ながら恐慌が来てしまつて、我々の税収、瑞穂市の税収、大変厳しくなる。今まで、コロナが起きる前から税収が人口減少で厳しいという中で、さらにこういう事態になつていて、私は借金をしてまで大規模な公共下水道事業をやるということが本当

※ ②後刻訂正発言あり

に孫子の世代までいいのかということ、今もう一度市長に考えていただきたい。孫子の時代に、何であるとき下水道をやってしまったのと、だから今瑞穂市、扶助費、社会保障費とか厳しいねということで、悪い禍根を、汚名を残さないようにしていただきたいなど。

下水道について、まさに今ターニングポイントになっていると思います。ぜひ財源の確保という部分で、厳しいという環境の中で、いま一度市長に下水道についてこのまま進めるということによって変わらない思いであるのかをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今、鳥居議員が言われたように将来のことというふうになりますと、確かに分からないことがいっぱいあると思います。ただ、我々としては、今現状、把握できる範囲でいろんなものをシミュレーションしたり、財政計画を立てたりしております。

その中で、今回の積立金もそうなのですが、一般会計繰入金のうち交付税措置される、鳥居議員さん、今後どうなるか分からないというところもあるとは思いますが、今現状ある中で交付税措置される分を除く市の実質負担割合をゼロになるように積み立てる計画をしております、今のところ積立金28億3,000万円を目標として、あと5億1,000万ほど積み立てるつもりでいるんですけども、それによって市の財政負担に直接、実質負担割合をゼロという見込みを今想定しております、それによって計画を立てておりますので、市長がおっしゃったように、財政的に2億1,000万ほど繰入れをすることになりますけれども、それでやっていけるという判断をされていると思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 最後、やっぱり今の話で、財政計画が大きな誤りがあるということは何回も指摘させていただいています。あれだけ下水道の使用料が年間6億もある時期がこれから来るという、そんなことがあり得ない財政計画でもって一般会計の繰入れが平均で2億3,000万になるというのは全くうそですよ、と私は思います。

非常に危惧されるということをおっしゃっていただいて質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 議席番号1番、瑞清クラブの馬淵ひろしでございます。

皆様、改めましておはようございます。

市民の命と健康を守るため、会議日程を変更し一般質問を取りやめ、委員会審査省略という決定をして、市長はじめ市の執行部、市職員の方々が新型コロナウイルス感染拡大防止対策に専念していただけるよう瑞穂市議会として対応してまいりました。そのため、昨日は市長提出

議案について徹底的に審議をした結果、会議日程を延会し本日が最終日となります。

市長はじめ市執行部の皆様には、通告のない質疑となり大変な御負担をかけておりますが、最終最後まで慎重なる審議を行ってまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいま議題となりました議案第27号令和2年度瑞穂市下水道事業会計予算について質疑を行わせていただきます。

私は、令和元年9月議会で瑞穂市において、SDGsを推進していくように質問をいたしました。瑞穂市としても、瑞穂市教育委員会としても積極的に取り組んでいくと答弁を頂きました。実際に瑞穂市第2次男女共同参画基本計画（案）には、SDGsの視点が追加をされております。

SDGsとは、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標の略で、国連で日本を含む193か国の加盟国の合意の下採択をされた世界を変革するための17の目標でございます。2030年までに達成する17のゴールと169のターゲットでつくり、誰一人取り残さない、自分だけよければいいをやめようという共通の理念が込められています。達成すると持続可能な社会、世界平和が訪れると言われております。

この達成には、市民、事業者、議会一体となって進めていく必要がありますので、私はこのSDGsゴール6、安全な水とトイレを世界中に、ターゲット2、2030年までに全ての人々の適切かつ平等な下水施設、衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排せつをなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。そして、SDGsゴール14、海の豊かさを守ろう、ターゲット1、2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減するという2つの目標達成に向けて、以下の3つのテーマについて御質問をさせていただきます。

1つ目は持続可能な公共下水道整備事業のための接続率向上に向けた取組、2つ目は国の補助金、地方交付税措置の継続性、3つ目は終末処理場についてでございます。

まず、縦覧した下水道法事業計画（案）において、施設の整備、施設の設置、機能の維持に関する中・長期的な方針の経営健全化に向けた取組方針を記載する必要があります。この中でどのような取組を行っていく予定でありますか、そちらの御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの馬淵議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、事業計画には施設の設置に関する方針や施設の機能の維持に関する方針などを記載することが、平成27年の下水道法の改正に伴いこの計画図書に記載することが定められました。

これは、経営健全化を目的としたものではなくて、管路施設の経年劣化による道路陥没や処理施設の経年劣化により運転が緊急停止することがないようにすることを目的としたものであ

りまして、事前に点検調査を行い修繕や改築を行っていく方針を規定したものであります。

また、今回の事業計画では、管路施設で重要度に応じた10年から20年、処理施設でおおむね15年の経過で点検調査を行い施設の長寿命化を行っていく考えであります。

また、経営の健全化等に関しましては、経営戦略等を5年に見直すとかございますし、そういったところで見直していくとか、あとは事業なんかの社会的情勢が変わったりしたときには、また経営を見直したりとか、そういったことは継続してやっていくつもりでございますので、その辺御了解いただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 経営の健全化に向けたものは、経営計画の中でやっていかれるということで、そちらにはやはり下水道を持続可能なものにしていくには、接続率というものを向上させていかなければならないというふうに考えております。

そのため、現在、瑞穂市では特定環境保全公共下水道の西処理区、農業集落排水処理施設の呂久処理区、コミュニティ・プラントの別府処理区が整備されております。それぞれの接続率というものはどのぐらいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの御質問ですが、特定環境保全公共下水道事業、西処理区のほうですと、平成30年度末時点で接続率、水洗化率は71.7%になります。農業集落排水事業におきましては99.2%、コミュニティ・プラント事業におきましては56.3%となっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） こちらで、現在ある西処理区、そして呂久の処理区では、接続率向上のために、瑞穂市、そして市民自治会がどのようなことをこれまで行ってこられたか、また接続率向上のためには何が重要であると認識をされているか、御見解をお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいまの御質問にありました特定環境保全公共下水道と農業集落排水事業について御説明させていただきます。

供用開始の順番で御説明しますと、農業集落排水事業、特定環境事業ということになりますけれども、まず初めに農業集落排水事業の呂久処理区についてですが、補助事業の採択条件でもありましたので、平成6年度の事業採択時には、全戸から事業に対する同意書を提出いただきました。また、平成6年4月には呂久地区農業集落排水管理組合を設立いたしまして、区域内全世帯に加入を頂いております。また、この組合は事業の円滑な推進を図ることを目的とし

まして、先進地の視察を行ったりして事業への理解を深めまして、供用開始後は水洗化の促進、現在では施設清掃などの簡易な作業を組合の役員に行っていただきまして適正な維持管理に協力いただいております。そのほか事業開始時に受益者申告書を提出いただきまして、供用開始時に必要となる受益者分担金に対して貯金などを行う意識高揚を努めてまいりました。

続きまして、特定環境保全公共下水道、西処理区につきましてですが、下水道事業の推進や下水道への理解を目的として、区ごとに下水道推進委員を選出していただきまして、区長とともに西地区下水道推進協議会を設立しております。この協議会において下水道の先進地の視察や排水設備工事の説明、受益者分担金に関する事、下水道事業に関する全てのことをお知らせする会をつくりました。

特に特徴的な取組としましては、将来の受益者分担金の負担軽減を目的として、受益者分担金相当額をこの協議会でまとめて貯金をしてまいりました。貯金開始までには、この地区においてお住まいだった世帯ほぼ全ての方が貯金を頂いてまいりました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ただいま接続率向上のために供用開始前から地元の方々、そして市のほうでも説明会を行ったり、組合を設立していただいたり、また下水道に接続するための貯金をしていただいたりということの接続率向上策をしていただいていると思いますが、今度は瑞穂処理区の本田団地、そして牛牧団地、そして21号南の牛牧地区というところで、今、供用開始の前ではございますが、そのような下水道の貯金を行うだとか、地元の自治会での合意を基に組合をつくるとか、そういった接続率向上のための施策は行われているのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） ただいま現状としましては、そういったところはちょっとまだ行っておりませんが、供用開始前の早い段階から下水道に関する情報を発信することや、例えば先ほど御説明しました西地区推進協議会のような組織を形成して取り組んでいただくことが水洗化の促進につながるかと考えております。

ですので、事業の進捗に併せまして、事業計画区域の各自治会長、また区長と協議を行って時代のニーズに合った最善の取組を今後も考えていきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。接続率というものが、この下水道を持続可能にしていくためには必要だというふうに考えていますし、行政サービスを維持していくためにも、財政的な面でも必要だと考えておりますのでお願いしたいと思っておりますが、コミュニティ・プラントの別府処理区、先ほど接続率を御紹介いただきましたが、現在が

56.3%ということでございます。これは西処理区、そして農業集落排水処理施設の呂久処理区に比べて非常に少ない接続率だと考えておりますが、その原因は何と考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 接続率に関しましては、まず考えられるのはやはり法律がちょっと違うというところがあるかと思えます。特定環境公共下水道ですと下水道法が適用されるんですけれども、コミュニティ・プラントに関しましては環境省のほうの施設となりますので、接続義務が公共下水ほど課せられてはおりませんので、その部分も、市としましてもそこまで無理なことは言えないというところもありまして、接続がなかなか進まないのかなというところはちょっと今思えるところだと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ただいま法律が違って義務であるかどうかということが影響しているというふうにおっしゃいましたが、西処理区についても7割ぐらいの接続率ということで、100%になっていくことが望ましいとは思いますが、至っていないということは、御答弁にはありませんが高齢化という問題、単身でお住まいになっていらっしゃる年配の方とか、御夫婦で住まわれている方とかということで、息子さんや娘さんたちが別の場所に居を構えてこちらに住んでいらっしゃるというようなこともあって、先を見るとそこまでお金をかけて整備するのはどうなのかということで迷ってみえるというようなことも、以前行われた説明会とかアンケートの結果で私はちょっと確認をさせていただいていますが、その高齢化が原因であるというふうにしますと、第1期工事計画区域の本田団地、並びに牛牧団地では高齢化が進んでおります。

市民協働安全課の単位自治会の状況についてという資料によりますと、本田団地は2017年、人口1,329人、高齢化率は42.4%。そして、これには2025年の推計もございまして、高齢化率は46.3%、2035年には高齢化率54.1%。牛牧団地、2017年人口は1,320人でございます。高齢化率は38.3%、2025年高齢化率は41.7%、2035年には高齢化率は48.8%になるというふうに資料には記載をされております。こちらは、2035年については社人研のデータを基に地区の人口の割合に応じて算出したというふうに掲載してありましたが、他の地区に新築等による人口増加、または人口の密集地域があると。また、区画整理事業を行う予定の場所もあります。

接続率を上げて持続可能な下水道事業を行っていくには、その地域に優先して整備することが必要ではないかというふうに考えています。第1期工事の地区は……。

〔発言する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、暫時休憩を取ります。

休憩 午前9時43分

再開 午前10時32分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

1 番の馬淵ひろし君の発言を求めます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵君。

○1 番（馬淵ひろし君） 執行部の皆様にはお待たせをいたしました。質疑のほうを続行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本田団地、牛牧団地ともに高齢化のほうは進んでいるということではございますが、必ずしもこれが、本田団地の皆様については組合等をされながら下水道の推進について進めてみえるということですので、高齢化が進みますと接続することが難しくなる可能性もあるというふうには私は認識をしておりますので、ぜひとも本田団地の皆様の御意見を聞きながら進めていただきたいというふうに思っておりますが、この事業については、1 期工事だけの中断というものも考えていらっしゃるのか、またはその判断はどのような基準で、どなたがされるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 1 期工事だけで終わるということはまずあり得ません。そうだとスケールメリットと申しますか事業としては無駄になってしまいますので、そういったことは考えてございません。1 期工事以降、2 期工事の事業計画に関しましては、基本的には下水処理場に近い地域からやっていくものなんですけれども、議員がちょっと懸念されておられるような早期やらなきゃいけないところがあるというところがありましたけれども、そういったところがあれば、緊急性が高い地域等や効率がいい地域があれば下流域にかかわらず事業計画区域として今後進めていきたいとは考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1 番（馬淵ひろし君） そのほかの地域があればということでしたけれども、私としては地元の方々が組合をつくって推進をされるということとか、下水道の貯金をされるということが接続率を確保して、一般会計からの繰り出しをなるべく少なくして、この事業が効率的に進んでいく、必要なものを整備していくことにつながると思いますので、そちらのほうは御検討いただきながら、そういった話を供用開始前から地元説明会だとか、そういったところを通じて行っていただきたいというふうに、西処理区や呂久処理区のところでやられたようなことをしていただきながらやっていただきたいと思っております。

それでは、市長は9月に下水道を進めていくというふうに発言されたときに、見直しの内容

の中で、国の補助金、そして交付税措置というものがいつまで継続するかということをお心配されてみえるとお聞きをしております。継続していくにはどんな条件が必要だというふうに考えていらっしゃるのか、御質問させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 国の補助金や交付税、どのように継続していくかというところをお尋ねだとは思いますが、現在の制度につきましては、実情把握はしておりますけれども、今後のことと申しますと県も国も具体的な方向性は示しておりませんので、将来のこととははっきり分からないのが現実ではありますけれども、その中でも国の意向や方針を注視しまして、その時々々の補助金や交付制度を最大限に活用できるように、情報収集ができるよう努めてまいりたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ただいま国の意向を酌みながらということで、先導的官民連携事業、PFIという手法も含めて下水道事業については進めていくというふうに市長のほうからもお聞きをしております。

そのPFIについてお聞きをいたします。

まず、このPFI事業を進めていくメリットとデメリットというものはどのように把握をされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） PFI方式などの官民連携のメリットとしましては、一般的には民間の資金とノウハウを活用できると言われております。その中でも下水道事業につきましては、技術職員が不足する状況ではあります、設計、施工、維持管理を一体的に行うなど技術職員を削減できる効果があります。

また、一契約が大きくなることからスケールメリットによりコストの縮減効果があるとも考えております。

また、令和2年度に予定しております官民連携導入可能性調査において、メリットやデメリットを含めて今後検討してまいりたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） それでは、私としてはこのPPP/PFIという官民連携の手法を使っていくということが国の補助金だとか交付金というものの継続性というものを担保するのではないかというふうに以前の答弁から考えておるわけですが、先導的官民連携事業で、瑞穂市と連携して下水道整備、そしてそれを管理してくれる民間業者の見込みが今現在あるの

かということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今現状では、官民連携事業で管理してくれる民間業者があるかどうかというところは把握はしっかりできませんけれども、瑞穂市の下水道事業に官民連携事業者としてなってくれる会社があるかないかは、令和2年度の官民連携の導入可能性調査の中で民間会社への事業内容や事業スキームなどに関しまして、意見や新たな提案など情報収集を行いながら検討していく考えであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） それでは、最終処理場の選定についてお聞きをいたします。

瑞穂処理区の事業を供用開始令和8年とするには、都市計画法に事業認可されることによって強制収用することもできるというふうになっております。地権者の方の中にも少し反対をされていらっしゃる方がいらっしゃるというふうにお聞きをしておりますが、地権者の方の同意がない場合、そういった強制収用といった手法を使うことも想定されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今おっしゃったように、下水道事業につきまして都市計画事業の告示がされれば、土地収用法第39条第1項の規定が適用され、県の収用委員会に裁決の申請ができることとなります。

しかし、今現時点では、その規定を適用する考えはございません。地権者の方々に対しましては、今までどおり御理解が得られるように説明などを行って行って、最終的に御理解いただきたいと思って進めてまいりたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 今までも地権者の方、そして自治会の方とお話をされて、また戸別訪問という形で住民の方々の御意見も聞きながら進めてはいただいていると思うんですけども、もう何年もたっていますね。果たして同じ手法でこれから合意を得られていくことができるのかということ非常に心配しております。令和8年に早くても始めたいという計画でありますので、それを進めていくにはこの最終処理場というところの場所を変更して進めていったほうが早く事業が進むのではないかとこのように思うこともあるんですけども、そちらに関する御見解をお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 場所を変更するということをございますけれども、既に都市

計画決定もされております。また事業計画も進んでおります。この中で、また計画を変えらるとなるとそれなりの理由が必要になってきますが、そういった地権者が反対しているから場所を変えるなんていうのは理由にはなりませんので、そういったところでは今のところ場所を変えるようなことは考えられませんので、このまま進めていくつもりではございますけれども、やはり同じことを繰り返していて大丈夫なのかとおっしゃいますけれども、我々としましては地権者の方々、じかに会って話も聞いておりますし、今後、同じ対応になるのかもしれませんが、そこは誠意を持って我々も地権者の方々に説明をして協力いただけるように進めてまいりたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ぜひ地権者の方、そして自治会の方の合意を取っていただいて、今までの手法で御納得いただけないようであれば、また違う手法ということをお考えいただいて、ぜひとも早く進めていただきたい、そのように考えております。

最後ですが、公の場というところの御質問をさせていただきたいと思えます。

平成28年2月17日の下水道推進特別委員会において、委員会を途中休憩時間とし、下畑の自治会長から公共下水道に関する公平・公正な場を設ける要請があり、委員会を再開して当時の副市長が公平・公正な場を設けると御回答したと議事録にございますが、これは事実でしょうか。また、その後どのように御検討され、どのように対応されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 正式な記録だとは思いますが、平成27年12月28日付で下畑自治会長から公平・公正な場で意見交換ができますよう取り計らいをお願い申し上げますとの文書が市議会議長及び下水道推進特別委員長宛てに提出されています。この文書を受けまして、下水道推進特別委員会の委員で話し合った結果、公平・公正な場での意見交換については、双方の意見はありましたが、大方の意見は今開催すべき時期ではないとの結論に至りましたと、平成28年2月5日付市議会議長名で下畑自治会長宛てに回答しております。

以上が公式的な記録に残っておりますけれども、下水処理場地域の方々の地権者の方々に意見を聞くことや情報を発信していくことは大変大事なことで認識しております。それで、地権者の戸別訪問を何度も行いまして、昨日もお話しさせていただいたと思えますけれども、地権者の意見交換会、また下畑自治会を対象とした説明会も開催しまして、質疑を受け、御欠席された方の世帯につきましては、対象全戸戸別訪問を行いまして個々に意見を聴取しています。また、直近の2月22日には地権者の説明会を開催しております。

今後も機会があることに説明会等を開催させていただきまして、下水処理場の地域や地権者

の方々の御意見をお伺いしながら進めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） ただいま地元の自治会さん、そして地権者さんへの丁寧な説明、公平・公正な場での御説明ということとされているということとありますが、下水道料金収入から維持管理費を引いて足りない場合は一般会計から繰り入れるということとございますので、全市民の税金を使って行うということとございます。

です。ですので私が申し上げたいのは、接続率の話に戻ってしまうかもしれませんが、市民全体がこの下水道への理解、特に市街化区域に住んでいらっしゃる方々、そういった方々が共通の認識で下水道が引かれたらぜひつなぎたいと、つながないといけないんだというふうな機運の醸成というものを早いうちからしていただくということが接続率向上に寄与すると先ほどもおっしゃっていただきましたので、ぜひそういうことをお考えいただいて進めていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今、議員おっしゃられるようなことは大変大事なことで思っております。ですから事業を進める地域におきまして、その説明は前もって行うように進めていきたいと思っておりますし、接続の奨励等も行いまして、市としましても改造助成金というものも用意してございますし、そういったところの部分も説明会の中で取り入れながら、接続していただけるように話を進めていきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 議席番号5番、みずほ令和の会の鳥居佳史です。

私は、議案第27号令和2年度瑞穂市下水道事業会計予算について反対の意見を述べさせていただきます。

短く要点を言いますと、今、市がつくっております財政計画が、数字を明確に言いますと2060年に下水道使用料収入は6億8,000万、2061年、全体の工事が終わる頃には6億9,500万の

使用料収入があるとした上での財政計画の下での判断、これは明らかに誤っていると言わざるを得ません。

そしてもう一点は、地元の了解がまだ得られていない、そして地権者の中にも反対の人が見える中で下水道事業を進めるということはありません。

そして、今、財政の問題と地権者の皆さん、地元の方の反対、2つをクリアして瑞穂市の河川をきれいにする方法はあるんです。ある地域にはコミュニティ・プラントを設ける、そして今単独浄化槽の家庭は合併浄化槽にする、この方式を採れば財政的にも瑞穂市は十分やっつけられる。そして、今地元の方が本当に困っている、反対している、そういう方の不安も一掃できる。ですから、そういう方法がありますので、今回の下水道に関する企業会計の計上している今回の瑞穂処理区の下水道予算について反対をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

議案第27号令和2年度瑞穂市下水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 議席番号5番、みずほ令和の会の鳥居佳史です。

私が先ほど質問の中で、※① 不十分だと言うべきところを不適切な発言をしてしまいました。大変失礼しました。訂正させていただきたいと思います。

そしてもう一点、申し訳ありません。本来ならば、※② 赤字公債と言うべきところを赤字国債と言っていました。これも訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（藤橋礼治君） ただいま鳥居佳史君から、本日の会議における発言については、会議規則第65条の規定によって訂正したいとの申出がありましたので、許可をします。

日程第2 議案第28号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第28号市道路線の認定について（その1）を議題とします。

※ ①訂正発言 ※ ②訂正発言

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

議案第28号市道路線の認定について（その1）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第29号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第29号市道路線の認定について（その2）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） 議案第29号について質問します。

松野でございます。

今回は、資料を見ますと18路線近く一括で来ております。これは、都市計画法に基づく管理の引継ぎでございますけれども、これは1,000平米以上の土地を埋め立てて分譲地、あるいは道路を造ったと、こういうような格好だというふうに思います。

それで、この申請許可が下りて工事が始まって竣工した後に、市のほうはどのような対応をされているのか、現地へ行って確認をされているのか、ある資料が出てくるのか、そこら辺を確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この案件の市道認定の規定によりまして、都市計画法第29条に規定する開発許可に基づきます開発道路を工事が終わった後、市に移管するというものがございます。

都市計画法に基づく開発許可というのは、許認可権は県のほうにありますので、県の許認可によりまして宅造、それから道路ができるという中で、最終的には開発許可の県の検査を受けて、これをもって市のほうへ完了の報告を頂き、その市道の認定につきましては工事の写真等もつけて市に報告があり、その内容を見て市に移管を受けていいものかどうかということ審査した上で道路を引き継ぎ、今回のような市道認定に提案させていただいているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） 道路の市認定については、産業建設委員会等で通常そこでやるんですけれども、今回は委員会をやっていませんので質問するわけなんですけれども、例えば資料29の2とかずうっとあるんですけれども、この29の2を見ますと、南から北へ埋立てをされて道路ができていると、こんなような感じですね。

都市計画法に基づくこの道路の幅員というのは何メートルになるんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 都市計画法第29条の開発許可に基づくこの道路幅員につきましては、住宅団地等であれば、岐阜県宅地開発指導要領によりまして6メートルとなっております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） 6メートルであって、側溝に巻き側溝までして幅員を広く取っているわけなんですけれども、これはいいとしまして、道路の雨水というのは、この写真の下の南のほうへ流れるのか、北の用水路といいますか何かあるんですが、どちらへ流れるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この議案に出しております18路線、開発道路によってそれぞれ構造が違います。写真を幾つか見ていただきますと、もともとの公道に接続して開発する道路の前面に側溝があるものについては、この道路側に排水するような形、またないものにつきましては、例えば29の7の資料によりまして、前面に側溝はありませんけど奥側の水路へ排水するような、そういった形状になっているもので、開発許可によってはそれぞれというところで御理解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） 資料29の2を見てお話をするわけですがけれども、この南側には住宅がたくさんあって、用水路といいますか何かあるんですね、そこへ道路の水が流れると、このような感じですね。要は、今回この道路を認定するんですけれども、生活排水というのはこの側溝には入ってこないんですよ。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 資料29の2の例で御説明申し上げますと、これは瑞穂市の本田で開発許可を行っておるものでございます。両側の田を埋めて、真ん中に開発道路を入れていると、両側に今後住宅が建ってくるというところで、下水道が整備されておられませんので、それぞれ両側に分譲される宅地には合併浄化槽が設置されますので、その合併浄化槽から流れる排水はこの開発された側溝に流される予定となっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） 開発許可は県の許認可で、最終的に県が現地等確認して市のほうへ来るわけですがけれども、我々いろんな資料を見ていないもので、本当に実際に、例えばその舗装厚がどんだけで、路盤がどんだけで、こういうようなものがないので、ただ現地へ行って、ああ側溝を造って舗装したんだなど、こんなような感じを受けるんですけれども、そういった資料というのは市のほうへ来ているのか確認したいんですけど。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 元来、都市計画法第29条の開発許可申請は、市を經由して県の建築事務所へ参りますので、事前に我々がその書類の中を審査して県のほうへ送るといような状況でございますので、当然のことながら事前には私どもも、もともとの市道、それから排水路、その適正な流され方がしているかどうかということも審査しておりますし、先ほど申し上げましたこの開発許可が終われば、今度は県の開発許可どおりにちゃんと設計され工事がなされているかという審査もありますので、その審査に完了したものを今度は市のほうへ届出をされてこの市道については市のほうへ移管するというような申請がありまして、我々も工事中のそれら写真だとか開発許可に準じているかということについても、県だけでなく市のほうも確認した上で今回のような管理引継ぎをしておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） なぜ質問するかということですがけれども、私の近くの状況、埋立てして側溝を造ったところがあるんですね。部長さんにもお話ししました。申請書は市経由から県へ行くと、最後はまた確認すると、こういうお話ですね。その状況は、北側に既設の道路が

あって側溝がありますよと、南のほうに向かって分譲地を造ったと、そこに側溝を造りましたと。その南には都市下水路があるんですね、立派な。あるにもかかわらず道路の北側の延長何百メートルというようなところの水路へつないでおるんですね。普通だったら水は南へ流れるんですよ。北へ流れないんですよ。南へ流れる、都市下水。そういった許可申請が出ておるんですね。そこら辺ちゃんと確認したんですか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まず、都市下水路の性質を御説明申し上げますと、この穂積地区、国道21号南の雨水排水を幹線で流して排水機場へ持っていくという主要な排水路専用のこれは都市下水路になります。

ここにつきましては、それぞれの開発された水がそこへ最終的には流れてくるわけなんですが、穂積の特殊性として、この都市下水路をおおむね5月から9月は取水用の用水路になるというような事情もございますので、用水路として使う時期には、この都市下水路にはおおむね7割ぐらいの水位があるというところで、開発許可される道路に逆流する可能性があるので、道路側へ排水するような、そういう構造になっておるのは私どもも確認しております。

ただし、逆流して内水に影響すると困るので、そこは都市下水路の通常の用水時の水位を確認して、その辺の逆流しないような対策は取っていただきたいという指導はさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） 私たちの地域には、農地があって稲作等をしています。用水等も入っています。田んぼと田んぼの間に用水路がずうっとありますよね。そこに農業用水が入っていくんですけど、併せて都市下水も同じような深さの水が入ってくるんですね。条件は一緒だと思っただけです。通常でしたら小さい側溝で小さい用水路に流すより、都市下水路があるからそこへ流したほうがいいんじゃないかと思うわけですね。

そういったことをお話しして、都市下水路のところには何か穴を空けてやっていただきましたけれども、それは勾配は北のほうが低くて都市下水のほうが高い、そこに穴を空けたって水が流れてきませんよ。

任意に、私たちというか僕は、この市道の認定をしていっているわけですが、これは本当に我々現地を確認して見てこないと心配です。これは永久です。そして写真も見せてもらえない。例えば都市計画法で言うんだったら、道路のアスファルトはどんだけやと、路盤はどんだけやと、これはあるんですね、通常。県道、国道から全部あるんですね、基準が。そういうものの提示がないんですよ。多分委員会の中でも出てこんと思うんですね。

そういったものを、今後そういった資料を提出することが必要だと思うんですけども、い

かがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほどから申し上げておりますように、県の認可によりまして設計基準が適正であるという中で許可されて、それに基づきまして工事が終わっていると、その後の検査が設計書どおりできているというところでのこの道路も適正であるというところで私もは引き取っておりますので、そこまでの開発許可の計画図等も一つ一つこの道路認定の中では、ちょっとお見せするのはいかがなものかというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） 生活道路といいますか市民の皆さんが使う公共道路ですので、やっぱり我々も確認する必要があると思うんですね。専門的な技術を持った議員さんも見えるんですけども、我々としてはそういったことを確認できる何か資料があったほうがいいと思うんですね。それを今後、簡単なといいますか軽易なものでいいですけども、資料提出をお願いしたいと思いますけれども、再度御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 通常は産業建設委員会でそれぞれ1本ずつの道路について審議され、また現場等も確認されるということもございます。その委員会の中でそういう決定がされてれば検討はしていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） 今の部長さんの御答弁ですと産業委員会等でそういった資料の求めがあれば提出するという事でよろしいですね。終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

議案第29号市道路線の認定について（その2）は原案のとおり決定することに賛成の方は起

立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第30号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第30号市道路線の認定について（その3）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

議案第30号市道路線の認定について（その3）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第31号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第31号市道路線の認定について（その4）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） 16番 松野でございます。

議案第31号ですけれども、これは市の道路計画による整備ということでございます。現地を見ておりませんので詳しく分かりませんが、この図面等を見てみますと、資料31の2を見ますとこれから道路計画をするというような写真で、雑草といいますか木がたくさん生えているんですが、この道路計画に当たって何らかの理由があるからこの道路を造るということでしょうが、その基になるのは何でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議案第31号にあります31の2という資料の中で、非常に写真で見たとおり農道というような格好で、もともとの赤道が幅で1.82メートル、昔でいいますと1間という道路、これを6メートルの道路に拡幅するという市の計画に基づいた今回の認定になっております。

ここは、当然のことながら横屋の市街化区域の第一種中高層住居専用地域というところで、住宅が本来ですと立ち並んで土地利用ができるというところで、全くもともと赤道の状態で道路認定もされていないというようなところで、その沿道の土地利用ができないような状況でございましたので、地元の横屋区の要望もございしますが、この土地利用を図るために市道認定をした上で今後6メートルの計画に基づいた道路整備に入っていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） 以前の赤道を6メートルにするわけですけど、赤道というのは、管轄は国になるんですかね、ちょっと確認します。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在は権限が市のほうに下りてきております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○16番（松野藤四郎君） この区間については6メートルの道路という話ですが、この北といいますか、横屋というのは、樽見線の東というのは非常に道が狭いんですね、ずうっと見てみますと。ここを6メートルにすることは結構ですけど、接続する道路といいますかそういったものについては、今後道路計画といいますか、あるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 実を申しますと、JRの北側、樽見鉄道の間、地元で今、土地区画整理事業をしようという計画が既に動いておまして、これらの地区も含めて、いわゆる袋地になるような道路は解消したいという地元の計画もございしますので、これらに準じた格好で整備が進んでいくというものと考えております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

議案第31号市道路線の認定について（その4）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、発議第1号中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10番 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井千尋です。

ただいま藤橋議長より発言のお許しを頂きましたので、清水治議員、若園五朗議員の御賛同を賜りまして、中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は本文の朗読をもって代えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書。

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40歳から64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」が行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講ずるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

1. より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。

2. 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会などの取組を促進すること。

3. 「8050問題」など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

なお、提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 加藤勝信殿、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定によって、提出をさせていただきます。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○15番（くまがいさちこ君） 議席番号15番 くまがいさちこです。

大変重要な内容だと思います。それで、この記の下に書いてある内容について、ちょっとピックアップして読みますが、要するに政府に対する意見書なわけですけれども、市区町村で、地域でやらなきゃならないことを、岐阜県内、瑞穂市の現況をどのように把握していらっしゃるか、分かる範囲で教えていただきたい。

どういうことかという、この記のところに書いてありますね。1の中に、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置する。自立相談支援機関が県にあることは承知しておりますが、岐阜県に言ってもほとんど機能していないということも聞いておりますが、岐阜県内の市町村で相談窓口が開設されているところを把握していらしたら教えていただきたい。

アウトリーチ支援員というのは、相談を待っているのではなくて、こちらから出かけていくということですが、ここまでやっているところが、県内でいいです、県内になれば全国でもこういうことをやっているところを把握していらしたら教えていただきたい。これが1です。

それから現況、アウトリーチ支援員、また同行相談、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。ここまでで2つありますね、1つは自立相談支援機関の窓口の設置、それからアウトリーチ支援員もやっているところがあるかということです。

次に行きます。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること、これは政府に対することですからいいです。

2番、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ると、さらなるだから現在あることが前提の書き方ですが、これを県内の市町村で既にやっているところを把握していらしたら教えていただきたい。

居場所づくり、ボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場を確保することと、家族に対する相談や講習会などの取組を促進すること、これですね、居場所づくり。それから、就労に限らない社会参加の場の確保、家族に対する相談や講習会、3つ内容が書いてありますが、こういうことをやっているところ、県内で、把握していらしたら教えていただきたい。

それから、3. 「8050問題」など、これがもう「9060」になってくるわけですからね、など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、次ですね、「断らない相談支援」、もう県に言っても、度々申し上げているようにひきこもりは障害を抱えている例も多くて、それを言うと障害は別のところに行ってくださいと言われるんだそうです。途方に暮れるんだそうですが、だったらどこかへつなげるとか、「断らない相談支援」、「伴走型支援」、これが物すごい大変だと思うんですけど、など市区町村、ここは区がないから市町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築す

ることと、ここに書いてある具体的なことが本当に大事だと思っています。これは政府に対する意見書ですけれど、待ってられない、市町村がもう手を打たなければいけないということだと本当に思いますので、県内でどの程度あるのかをもし把握していらっしゃれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） くまがい議員の御質問にお答えをしたいと思いますのですが、正直なところどこまで掌握しておるかという質問に対しては、しておりませんと言ったほうが早いと思います。これは答えになるか、たくさん頂きましたので、文言どおり御解釈を頂きたいとは思いますが、私も個人的にはいろいろ御相談を受けて、正直なところ個人的に対応しておるのが精いっぱいでございます。

今回この調査によって、本当に40歳から64歳までの方のひきこもりの方がもう60万人を超えておると、さらに今くまがい議員が御指摘いただいたように、8050どころかもう9060であるというような、これはやはり議員に限らず日常生活の中で携わっておられる方はよく現状を御存じやと思います、こういった形で数字が出てきたときに、現実、対応し切れていないのが本音やというふうに思います。

ですから、正直なところ、これは執行部に怒られますけど、市でも十分確認を、そういう施設が整っておると言われればそうかもしれません、私は全然それを掌握しておりませんでしたし、これは今おっしゃったように瑞穂市議会として国に出す意見書でございますので、この文言に対しては非常に硬い部分というか逸脱した部分はないかと思いますが、今御指摘していただいたような、県であろうが市であろうがそういった現場が対応し切れていないのが現状でございますし、これは本当に、ここにも書いてありますけど、もう個人とか家庭の問題ではない、やはりいろんな分野にも精通していきますが、やっぱり地域であるとか、または行政がしっかり手を差し伸べていかなければ、この60歳から40歳の世代の方が本当に何年かたつと、当然国保なんかを持たれるような立場になってきますと社会保障というのも本当に重要な問題になってきます。一説ではもう100万人を超えるのではないかなというような見解も出ておるようでございます。

そういったことも含めて、十分な答えになっていないかもしれませんが、この現状を踏まえて、やはり政府においては国からしっかり政策を練って、地方に対して今しっかり手を打っておかなければならないことに対しての政策を打ってほしいという意見書であることを御理解いただければというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○15番（くまがいさちこ君） ここに書かれているとおり、そして今若井議員が答弁されたと

おりだと思えます。100万人に迫るとか、放置しておいたら社会保障費がますます増えるとか、自殺、事件化にもつながる状況です。

そして、市民協働しかないぐらいですね。その市民協働をだから行政に助けてもらわなきゃいけないわけですが、私の経験から言ってもアウトリーチで救われる、でしか救われれないと言ってもいいと思えます。ですからこの重要性を市役所、それから議員全て共有することが大事だと思っていますが、その意味からも市役所の生活福祉課のさらなる充実を求めているし、求めてきたわけです。もう待ったなしで市はこれをしなきゃならないという状況を、せめて把握するきっかけにこの意見書になるようにという認識、意識で発言させていただきました。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件を議題とします。

議会基本条例推進特別委員会から会議規則第45条第2項の規定により中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

議会基本条例推進特別委員長 庄田昭人君。

○議会基本条例推進特別委員長（庄田昭人君） 議会基本条例推進特別委員会委員長の庄田昭人です。

ただいま議長から発言の許可を頂きましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会は平成28年12月9日に設置された後、これまでに平成28年12月定例会において第1回委員会の中間報告、平成30年6月定例会においては第2回から第14回委員会までの中間報告、平成31年3月定例会では議員定数調査検討部会の調査結果の報告、また令和元年6月定例会においては第15回から第24回委員会までの計4回中間報告を行いました。今回は5回目の報告となり、一部重複するところもありますが、第25回から第34回委員会の中間報告をさせていただきます。

令和元年6月から令和2年3月までの活動としては、研修・意見交換会部会、議会映像・予算決算検討部会の2部会を設置しました。

令和元年6月21日の第25回委員会から計10回の委員会を開催し、それぞれの部会で審議・協議された結果の報告や、部会の進捗状況の確認等を行い、部会から提案された内容などを委員会において協議・決定し、各事業を進めてきました。

各部会での活動については、この後、2部会の部会長から報告していただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、研修・意見交換会部会長 北倉利治君。

○4番（北倉利治君） 議会基本条例推進特別委員会 研修・意見交換会部会長の北倉利治です。

ただいま議長から発言の許可を頂きましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会 研修・意見交換会部会のこれまでの活動の報告をさせていただきます。

研修・意見交換会部会では、①議会基本条例第18条に規定する議員研修の充実強化を図ること、②議会基本条例第5条第7項に規定する意見交換会の具体的な運営方法等を検討すること、③タブレット端末を導入することにより、議会基本条例第2条第5号に規定する議会の機能強化及び円滑で効率的な議会運営を行うための具体的な運用方法等を検討すること、この3つを目的とし令和元年7月9日に設置されました。

研修・意見交換会部会では、会議を令和元年7月24日、8月19日、9月4日、10月7日、11月21日、令和2年1月16日、2月13日、2月19日の計8回、議員研修を令和元年8月19日と12月17日の2回、意見交換会を令和元年10月19日と令和2年2月2日の2回開催しました。

それでは、事業ごとに報告をさせていただきます。

タブレット端末については、議会運営の効率化、情報の共有・迅速化、ペーパーレス化によるコストの削減を図ることを目的とし令和元年8月に導入されました。9月定例会からの使用に向け8月19日に1回目の研修を開催し、タブレット端末や議会システムの使用についての基本的な操作方法を学びました。その後、議会の本会議や委員会で使用するに当たり、当面のルールが必要であるため、タブレット端末使用ガイドライン（暫定版）を作成しました。

9月の定例会、12月の定例会では、タブレット端末を使用した後、議会の情報連携をさらに進めていくため、2回目の研修会を12月17日に開催しました。その具体的な内容は、タブレッ

ト端末と個人のスマートフォンを連携させるタブレット端末内のスケジュールや議会システムの内容を個人のスマートフォンでも見ることができるようなものでした。これによってタブレット端末を携帯しなくても常に議会の行事や議会資料などを確認できるようになりました。

それに加え、メールについてもタブレット端末へ送信したメールは、個人のスマートフォンにも通知されるようにしたため、急な会議の通知等についても手軽に確認できるようになりました。このように情報の共有化及び迅速化を図ったことによって、災害等の緊急時でも使用することができるようになり、より正確で確実な情報伝達をすることが可能になったと考えます。

また、当初はタブレット端末使用ガイドライン（暫定版）で運用していましたが、しっかりと法的整備も必要であるため、約半年間の使用状況を勘案した瑞穂市議会タブレット端末貸与規程と、瑞穂市議会タブレット端末運用方針を作成し施行していくことにしました。

今後のタブレット端末については、このままの利用状況で満足することなく、さらなる活用の推進策や議会のICT化を含めた新たな利活用の方策も検討していきたいと思っています。

また、執行部も同様にタブレット端末を導入することで、より一層の議会運営の効率化、情報共有化・迅速化、ペーパーレス化によるコストの削減が図れるのではないかと考えています。

次に、意見交換会について報告いたします。

第11回意見交換会は、10月19日に朝日大学との共催で開催しました。今回で3回目となりますが、31人の朝日大学の学生の参加を頂き、3つのテーマで8つのグループに分かれて学生との意見交換をしました。

テーマは、防犯、防災、超高齢社会と地域医療についての3つで、学生らしい、また若者ならではの意見を数多く聞くことができました。

終了後に開催された部会では、大学が実施したアンケートで、学生は政治への親近感を高め、地域への関心を高めたとあるので、意見交換を持続させたいとか、ワークショップは要望合戦ではないので夢のあるアイデアも引き出したいなどの感想・意見がありました。

その後、当日の内容をホームページに掲載しました。

第12回意見交換会は、2月2日に巢南公民館と市民センターの2会場で、市民とワークショップ形式にて開催しました。36人の市民の方々に参加していただき、私たち議員1名から2名がグループをつくり、朝日大学との意見交換会と同じテーマとし、防災・防犯、超高齢社会と地域医療についての意見交換会をしました。

今回は前回までと違い、外部ファシリテーターに頼ることなく、全て私たち議員で行うことができました。意見交換会の全てを議員一丸となって初めて進行・運営をしていくことができたことは、回数を積み重ねてきたこれまでの成果ではないかと考えています。しかし、まだまだ不十分なところも多々あるため、今後より一層レベルアップを図る必要があります。

終了後に開催された部会では、第12回意見交換会の総括・反省をKPT手法を用いて行いま

した。KPT手法とは、K、キープ（続けること）、P、プロブレム（問題点）、T、トライ（次につなげること）で、部会員からの意見としては、K、キープでは、全議員が中心となって進めていくワークショップは、各議員自身の勉強が求められる。議員が向上心を持ち勉強していくことはよいとか、参加者全員が発言できるワークショップ形式を瑞穂市議会の伝統にしたいなどの意見がありました。また、P、プロブレムでは、幅広い世代へ参加を広げていく必要があるとか、テーマが広過ぎた、テーマの選び方、絞り方を考える必要があるなどの意見がありました。また、T、トライでは、年1回ではなく複数回開催するとか、参加者を増やしたり、幅広い世代に参加してもらったりするためには出前形式も考えるとか、若い世代の方が参加しやすいよう若者向けのテーマも設定するなどの意見や改善点が出されました。

参加された市民のアンケート結果では、回答者の9割以上が「満足」または「大満足」と回答され、昨年より参加者は多くなりましたがまだ参加者が少ないので、意見交換会のさらなる充実策や私たち議員の努力が必要だと感じました。

令和元年7月9日に設置された研修・意見交換会部会ですが、約1年間の活動を振り返るため、令和2年2月19日に最後の部会を開催しました。

意見交換会については、今までの経験を生かしながら、より市民の意見を聴取することができる方策を検討しつつKPTで出された意見を踏まえて、次回開催を検討していきたい。研修については、議員の政策能力の向上や資質の向上につながる研修や、市民が参加できる研修など新たな取組を行っていきたい。また、タブレット端末は定着を図るとともに、これを有効活用し情報の共有化やフィードバックなどの方法を研究し、議会活動や議員活動により一層活用していきたいと思えます。

以上で、議会基本条例推進特別委員会 研修・意見交換会部会のこれまでの活動報告を終わります。令和2年3月18日、議会基本条例推進特別委員会 研修・意見交換会部会長 北倉利治。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、議会映像・予算決算検討部会長 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） それでは、議会基本条例推進特別委員会 議会映像・予算決算検討部会部会長の広瀬武雄でございます。

ただいまは議長より発言の許可を頂きましたので、会議規則第45条第2項の規定によりまして、議会基本条例推進特別委員会 議会映像・予算決算検討部会のこれまでの活動の報告を簡潔にさせていただきます。

議会映像・予算決算検討部会は、議会基本条例第19条第2項に規定いたします情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用策として議会映像の配信を検討すること、また議会基本条例第9条に規定する予算及び決算の審議等のあり方を検討することの2つを目的といたしまして、令和元年7月9日に設置されたものでございます。

それでは、実施いたしました会議等の順に、それら内容をまとめて報告させていただきます。

令和元年7月23日の会議におきましては、議会映像の配信について、議会基本条例推進特別委員会が出た意見、例えば市民の理解や費用対効果などを検討する必要があるとか、映像配信の費用を下げられないか検討が必要で、業者から再度見積りを徴取できないとか、市民の意見を聞くと多くの意見が出てまとめ切れないので、市民の意見を聞く必要はないと考える。議員は市民の代表であるため、議会で粛々と進めていけばよいなどの意見がありました。

その結果、映像配信業者に会議へ出席してもらい、内容や費用の再検討をすることになりました。

また、予算及び決算の審議のあり方については、現状を精査し、メリット・デメリットを確認する必要があるとか、全ての議員が予算決算の議案に対し質疑できる体制がよいなどの意見がありました。

その結果、議員全員参加に近い形で新しい予算決算の委員会を設置する方向で検討し、先進地へ視察に行くことになりました。

8月27日の会議では、議会映像配信業者にも出席いただき、インターネット配信システムについて説明を受けました。この会議では、費用削減の観点からライブ中継は必要か、電子採決システムは必要か、現在のマイクシステムは使用可能かななどを議論し、幾つかのパターンで議会基本条例推進特別委員会に提案していくことになりました。

また、予算及び決算の審査等のあり方につきましては、前回と同じような意見に加え、もし予算決算特別委員会等が設置された場合、どのように改善されるのか、制度設計が必要ではないかななどの意見があり、3月の予算時期までの予算決算特別委員会等の設置に向けて先進地へ視察に行くこととなりました。

9月18日の会議では、予算を伴う新規事業である議会映像配信事業を新年度から実施するためには、市長部局へ事業ヒアリングシートを提出し、事前に市民へ公開する必要があるので、部会内でその内容を検討いたしました。

事業ヒアリングシートは、計画性・公益性・緊急性、あるいは合理性・将来性の5つの項目で評価され、内容については昨年と同様で主なメリットとして、公益性や将来性では、映像を配信することで市民に開かれた議会及び市民参加を推進する一助となるとか、緊急性では県内では当市以外の20市はインターネット中継、またはテレビ中継を行い、議会映像を配信している。また、現在使用しているマイク設備については製造中止になっているため更新時期に来ていること等を上げ、課題等としては、当市では新庁舎建設を予定しているが、今回導入した設備はどうするかが不明であるなどいたしました。

費用削減の観点から、事業ヒアリングシートの全体予算をどうするかについては、部会員に意見を確認したが、意見集約ができなかったので、最大費用で作成し、次回の特別委員会で各

委員の意見を聴取し提出の是非の確認をすることとなりました。

また、これまでは部会として、市民に意見を聞く必要がないとしてまいりましたが、方針を変更し市民に意見を聞くこととし、市民に意見を聞くことを前提条件として特別委員会で賛同を得ていくことといたしました。意見交換会については、映像配信・予算決算検討部会主催で11月中旬に意見交換会を開催してはどうかなどの意見がありました。

また、予算及び決算の審議等のあり方につきましては、来年度の予算に間に合うように調査していく、先進地へ視察に行く必要があるのではないかとの意見がありました。

9月26日の議会基本条例推進特別委員会で、事業ヒアリングシートの提出について採決を行った結果、賛成少数で否決となったため、今後部会では、映像配信について市民の意見を聞くというところを部会内で議論し、意見交換会のスケジュールを調整し対応していくとの報告といたしました。

10月3日、11月21日の会議では、前回の議会基本条例推進特別委員会での結果を受け、意見交換会の開催に向けて議論しました。議会中継・録画配信に伴う意見交換会とし、11月24日曜日、午前9時30分から市民センター大ホールにて開催することと決定し、当日の運営について詳細な打合せを行いました。

11月24日の議会中継・録画配信に伴う意見交換会は、8名の市民の方々に御参加いただき開催いたしました。市民から、8名の参加者で市民の意見を聞いたことになるのかとか、開かれた議会とするには、映像配信よりも直接市民の意見を聞くこのような機会を設けるべきだとか、インターネットを持たない市民への対応を考える必要があるとか、動画である必要があるのか、音声だけの配信でもよいのではないかなどの意見がありました。また、当日行ったアンケートでは、早急に実施するべきであるとか、録画公開することで議員のレベルアップにつながるとか、傍聴者が少ない状況にもかかわらず、税金を使用してまで映像配信する必要はないなどの意見がありました。

12月4日の会議では、議会中継・録画配信に伴う意見交換会の総括・反省を行い、部会員から、直接市民の意見を聞くことができ、初期の目的が達成できたとか、参加者は少なかったが、意見は活発であったなどの意見がありました。

部会としては、令和3年度当初予算に計上できるよう映像配信を進めていくことを結論とし、この結論について、議会基本条例推進特別委員会で採決を採り、3月定例会で中間報告を行っていくこととなりました。

また、予算及び決算の審議のあり方については、先進地の視察を検討していくとの意見がありました。

12月17日の議会基本条例推進特別委員会では、映像配信について部会でまとまった意見の、令和3年度当初予算に計上できるよう映像配信を進めていくことを提案しましたが、これまた

特別委員会では、将来実現することが望ましいとの結論となりました。

令和2年1月8日には、前回までの会議の内容を受け、先進的な取組を行っている可児市議会へ予算及び決算の審議のあり方について視察研修に行きました。

視察では、可児市議会議員から予算決算常任委員会の活動内容や議会スケジュール等について説明があり、市長への政策提言を行っているとか、自由討議を行っているとか、決算から予算への審査サイクルなどを聞くことができ、大変参考になりました。視察を受け入れていただいた可児市議会には、大変丁寧に御回答や参考になる多くの意見、御指導いただき、感謝申し上げます次第であります。

1月23日の会議では、可児市議会の視察研修の総括・反省を行い、部会員の視察の感想は、予算決算の審議について、あるべき姿・理想像・目的をはっきりとさせたほうがよいのではないかと、急いで進めるべきものではなく、一つ一つ疑問などを解決していき、慎重に進めるべきであるなどの意見がありました。

2月19日の会議では、3月議会で中間報告すべき内容について審査しました。

議会映像の配信については、将来実現することが望ましいとの結論であり、改選後の議会で進めていっていただきたいとの意見でまとまりました。

また、予算及び決算の審議のあり方については、行く行くは決算を起点とし、予算編成に反映させるPDCAサイクルを確立し、最終的には市長への提言などができるよう、なお一層調査・研究が必要であるとの意見でまとまりました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会 議会映像・予算決算検討部会のこれまでの活動報告を終わりとさせていただきます。令和2年3月18日、議会基本条例推進特別委員会 議会映像・予算決算検討部会長 広瀬武雄。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、議会基本条例推進特別委員長 庄田昭人君。

○議会基本条例推進特別委員長（庄田昭人君） 議会基本条例推進特別委員会委員長の庄田昭人です。

ただいまそれぞれの部会長より令和元年6月議会から今議会までの活動報告をしていただきましたが、平成28年12月9日に設置されてから約3年4か月にわたり議論を重ね、計34回に及ぶ会議を開催した結果、具体的な成果について、幾つか簡潔に述べさせていただきます。

まずは、議会基本条例第18条に規定する議員研修の充実強化です。これまでは全議員が一緒に視察研修などに行く議員派遣で実施していましたが、委員会の所管事務調査による委員派遣へと変更しました。これにより調査事項を選定する際、各議員の意向が反映されやすくなり、議会全体としてより幅広いテーマの知見を広げることができました。

また、外部講師を招いての議員研修もこれまでは年1回程度であったものが年3回程度に拡充されました。今後の課題としては、研修内容を議員間でいかに共有しフィードバックするか

が上げられます。

2点目は議員定数の決定です。議会基本条例第20条には、議会は議員定数について、行財政改革の視点及び他の自治体との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮し、議員定数が市民の多様な意見等を十分に議会に反映できる人数となるよう、調査、検討に努めるとあります。平成31年3月定例会で、瑞穂市議会議員定数条例に掲げる議員の定数は、現状のとおり18名とすることが妥当であると決定し、議長を通じて市長に報告することができました。

3点目は、議会基本条例第5条にある市民との意見交換の場の多様化です。積極的に発言したい人だけに発言が偏る対面式の報告会形式から、参加者全員が発言できるワークショップ形式に改め、参加された市民のアンケート結果では、回答者の9割以上が「満足」または「大満足」とのことでした。また、市民との意見交換会では若者の参加者が少ないため、朝日大学との共催で学生との意見交換会も3回開催し、参加した学生からも好評を得ることができました。

4点目は、令和元年8月に岐阜地域の議会で初となるタブレット端末を導入したことです。タブレット端末を導入することにより議会基本条例第2条第5号に規定する議会の機能強化及び円滑で効率的な議会運営を目指すとともに、ペーパーレス化によるコスト削減も見込まれます。

以上、具体的な成果として4点ほど報告させていただきましたが、この3年4か月の間で延べ60回部会が開催され、自由闊達な議論の下、必要な協議、または調整が行われてきました。もちろん、全ての協議が順調に決定してきたわけではなく、また必要な協議がされていないと御指摘の市民の方もおられるかもしれません。しかし、今在職する我々議会議員一同は、議会基本条例が議会運営における最高規範であると認識し、この条例の目的を達成するための推進組織として特別委員会を設置し、調査・研究をしてきました。

結びに、今回の報告は、調査・研究が全て終了したとする最終報告ではなく、なお調査・研究が必要だとする中間報告とさせていただいたことを改選後の議会へのメッセージとして送り、議会基本条例推進特別委員会の中間報告を終わります。皆様に御理解を頂きましたこと感謝申し上げます、ありがとうございました。令和2年3月18日、議会基本条例推進特別委員会委員長 庄田昭人。

○議長（藤橋礼治君） これで、議会基本条例推進特別委員会の中間報告は終わりました。

議会基本条例推進特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 8 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第 8、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定によりまして提出しております。内容については1件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長に代わりまして説明します。

令和2年4月16日に東海市議会議長会主催の定期総会及び情報交換会が岐阜市の都ホテル岐阜長良川で開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） この件につきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年第1回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。最後までありがとうございました。

閉会 午後0時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年3月18日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 くまがいさちこ

議員 松野 藤四郎